

三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務委託仕様書

第1 総則

この仕様書は、三豊市コミュニティバスの運行に関し、バスロケーション等システムの導入業務に関する必要事項を定めるものである。

第2 業務名称

三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務

第3 事業目的

本市では、JR 予讃線、JR 土讃線、市コミュニティバス、タクシー、汽船といった公共交通が市民の日常生活における移動を支えているが、人口減少や高齢化に伴う公共交通の利用者減少、あるいは過度にマイカーに依存した社会構造など、本市公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、市民の日常生活のあらゆる場面で AI や IoT といった新たな技術の活用が急速に進む中、本市では、2020 年に「三豊市デジタルファースト宣言」を行い、「関係人口施策」、「市民サービス」、「行政運営」のそれぞれの分野において、デジタル化を進めることとした。

このような状況を背景として、本市公共交通においても、多くの方がより便利でスマートに利用することができるように、有効なデジタル技術を積極的に活用し、市民等の利便性の向上や行政事務の効率化を推進するものである。

また、本業務では、利便性向上や業務効率化のみならず、新型コロナウイルス感染予防対策としての側面も含め、ウイズコロナ時代のバスロケーションシステムの導入を行うこととしている。

第4 業務内容（企画提案募集内容）

本業務は、令和3年度三豊市コミュニティバス・ロケーションシステムの導入を提案するものとし、本仕様書の第3の事業目的を十分に考慮し、以下の点に留意した提案を行うものとする。

1. 業務実施内容

- (1) 標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP/ GTFS-RT) への対応
- (2) 一般利用者向けサービスの提供
 - ①バスの走行位置の表示
 - ②バス運行に係る遅延情報の表示
 - ③検索地点からの近隣バス停の表示

- ④目的地までの経路検索（ルート・時刻・乗り換え案内）
- ⑤バス乗り換え案内の表示
- ⑥観光施設等の情報表示
- ⑦運行状況（運休・迂回等）に関する情報の通知
- ⑧バス停QRコード
- ⑨デジタルサイネージ対応
- ⑩バリアフリー車両の表示

(3) 発注者(管理者)サービスの提供

- ①路線・車両別リアルタイム運行情報の表示
- ②走行実績データの統計(天候データ等とのクロス解析)
 - ③運転手へのメッセージ機能(運行委託業者との連携)
- ④遅延データの統計
- ⑤デジタルサイネージへの情報表示(設置場所については別途協議)

2. 業務実施条件

(1) バス車両搭載数：全19台（予備車両5台を含む）

(2) 搭載機器：車載専用機若しくは、タブレット端末等

ただし、コミュニティバスの運転手に対して、過度に操作負担とならないようシステムを構築すること。また、当該機器への電源確保が必要な場合には、電源コンセントの設置工事を行うこととし、その費用は本委託料に含むものとする。

(3) 取得データ管理：クラウドサーバー型

(4) デジタルサイネージへの情報表示

(5) その他の事項について

- ①本業務委託には本事業の報告書の作成を含む。
- ②令和3年度中に現行ダイヤによるシステム試用期間を最低1ヶ月間設けること。
- ③令和4年度のダイヤ改正及び路線再編に伴うシステム更新等に係る費用は本委託料に含むものとする。
- ④具体的な仕様の詳細については、受託者より提出された企画提案書を踏まえ、市と受託者が協議の上決定するものとする。

第5 成果品

- (1) 三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム 一式
- (2) システム取扱い説明書 一式

第6 業務委託の範囲

上記業務の内容を満たす提案内容に関する全般とする。

第7 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(但し、国庫補助事業の要件等により変更する場合がある。)

第8 業務に要する費用(事業費限度額)

13,292,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

第9 支払方法

導入にかかる初期費用は、業務完了報告書を提出後完了検査の後、一括での支払いとする。システム運用にかかる費用は、受託者と別途協議する。

第10 その他特記事項

- (1) 受託者は、市の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 契約締結後、受託者は速やかに業務の実施体制表及びスケジュールを作成し、市へ提出し、その承認を得ること。但し、契約日は市と協議のうえ決定する。
- (4) 市は委託期間において、必要に応じて事業実施状況の報告を求め、実施状況の調査・指導などを行えるものとする。
- (5) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は市の指示に従うこととする。
- (6) 本仕様書は、市と受託者が協議の上、必要に応じて改定する事ができる。
- (7) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、受託者が所有するシステムそのものの権利(著作権等)を除いたすべてにおいて市に帰属する。また、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。